

平成23年第4回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成23年12月13日 午前10:00

○閉 会 午後 0:08

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 （部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・  
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第4回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成23年12月13日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第74号 潟上市認定こども園に関する条例（案）について
- 日程第 2 議案第75号 潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第76号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第77号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第78号 上町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第79号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第80号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第81号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第82号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第83号 平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第11 議案第84号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について
- 日程第12 議案第85号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第13 議案第86号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第87号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第15 議案第88号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 請願・陳情等について
- 日程第 2 0 各常任委員会の報告について
- 総務文教常任委員長
- 社会厚生常任委員長
- 産業建設常任委員長

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例（案）について から  
日程第19、請願・陳情等についてまで】

○議長（千田正英） 日程第1、議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例（案）  
についてから日程第19、請願・陳情等についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第20、各常任委員会の報告について】

○議長（千田正英） 日程第20、各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの  
の審査の経緯と結果について報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、指定管理者の指定、特別会計への繰り入れお  
よび請願・陳情等については議案ごとに採決まで行いますが、各会計補正予算案につい  
ては、質疑・討論までとし、各常任委員長の報告がすべて終了後に採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順  
序に行います。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（菅原久和） 平成23年第4回定例会で本委員会に付託された議案  
について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成23年12月5日、6日

出席委員 小林 悟、藤原典男、西村 武、鈴木斌次郎、堀井克見、千田正英、  
菅原久和

説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、  
部長待遇企画政策課長、各関係課長

書 記 教育委員会生涯学習課 田仲拓也

審査の経過と結果

議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例（案）について。

本案は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく潟上市立認定こども園に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

委員から、条文の中の事業内容についての質問があり、当局からは、認定こども園は子育て支援機能を持つもので、子育てに関する相談や助言、必要に応じた事業を実施できるようにしているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、潟上市立出戸こども園を整備することに伴い、保育所を新たに設置することから、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第78号、上町自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法の規定により、上町自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員から、指定管理をすることのメリットについて質問があり、当局からは、地域の集会施設であり自治会主体の管理とすることで受益者の応分負担という意識付けが図られることや自治会の自主判断で施設管理を運営することができるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

第2表債務負担行為補正の電算システム更新事業については、限度額を6億1,680万円から4億2,189万6,000円とするものです。

委員から、従来からの会社と契約すればもっと安くなったのではないかとの質問があり、当局からは、同じ業者であればデータ移行費は発生しないが、実際のシステムの値段が下がらないことになる。今までは、1つの業者がすべての業務を行っていたが、業者によって得意・不得意があり、プロポーザルを数項目に分けて数社で競争した結果、価格が落ちたと考えているとの回答がありました。

第3表地方債補正は、災害復旧事業として90万円を新たに追加し、道路改良事業の限度額を1億5,110万円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款3項1目総務費委託金は1,345万1,000円の減額です。これは秋田県議会議員一般選挙が無投票となったためです。

18款1項1目繰越金は2億711万4,000円の補正で、これは前年度繰越金です。

20款1項4目土木債は460万円の補正で、道路整備事業の補助事業分の精算に伴うものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

各款にわたる人件費の補正額の主なものは、県の人事委員会の勧告に伴うものです。

2款1項総務管理費の主なものは、1目一般管理費の退職手当負担金905万1,000円で、退職勧奨者4名分に係わる特別負担金です。

9目電子計算費は、電算システムの更新委託料1億1,925万4,000円と、サーバー、パソコン、プリンタなどの備品購入費1億2,939万2,000円であります。

3款2項児童福祉費の主なものは、5目保育園費の非常勤職員報酬157万9,000円の減額と燃料費405万1,000円です。

委員から、非常勤保育士の募集に対し応募が無い状況について質問があり、当局からは、退職者等へ保育園を通じて連絡をしていますが、なかなか応じていただけない状況にあるとの説明がありました。

10款1項2目事務局費の主なものは、時間外勤務手当280万8,000円です。

委員から、職員体制や改善策についての質問があり、教育委員会部局の職員体制の現状についての説明と労働基準法と職員の健康を考慮した改善を進めていきたいとの回答がありました。

10款2項1目学校管理費の主なものは修繕料で、大久保小学校トイレ改修74万2,000円です。

10款4項幼児教育費の主なものは、2目幼稚園費で支援員1名分の非常勤職員報酬97万8,000円です。

10款7項保健体育費の主なものは、1目保健体育総務費の報償費で、全国大会出場祝金34万円です。

委員から、今後見込まれる全国大会の競技についての質問があり、当局からは、剣道競技やレスリング競技等の全国選抜大会、冬季国体スキー競技などを見込んでいるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書。

消費税を増税しながら社会保障費を削減するといった政府の方針があるため採択すべきという意見と、国会で審議中なので現段階では継続審査とすべきという意見がありました。

本陳情は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第11号、原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情書。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第14号、「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書。

社会保障と税の一体改革は、国民の生活を改悪にするものであるため採択すべきという意見と、陳情第10号の陳情事項には社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないとなっているが、この陳情事項では社会保障と税の一体改革をやめるとなっている。中止を一概に求める必要があるのか疑問を感じるため継続審査とするべきという意見がありました。

継続審査とすべきと採択すべきとの意見が同数となり、本陳情は委員長裁決により、継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、常任委員長への質疑については、ご承知のとおり、ただいま報告されました審査の経過と結果についてであります。

ただいま委員長から報告ありました議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、



委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第75号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、上町自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第78号、上町自治会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第7号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第10号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税を行わないこと」を国に求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書の質疑を行い

ます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤 昇社会厚生常任委員長。

**【社会厚生常任委員会の報告】**

○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をします。

1. 審査年月日 平成23年12月5日、12月6日

2. 出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸作、岡田 曙、佐々木嘉一、佐藤 昇

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書記 市民生活部生活環境課 伊藤 充

5. 審査の経過と結果について

議案第79号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

本案は、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者に社会福祉法人昭和ふくし会を指定するものであります。

委員からは、介護職員の現状の把握と待遇改善について質問があり、当局からは、施設等と情報交換を行っていききたいとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第80号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

本案は、議案第79号同様、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者に社会福祉法人昭和ふくし会を指定するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第81号、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定について。

本案は、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者に社会福祉法人潟上市社会福祉協議会を指定するものであります。

委員からは、社会福社会館の必要性について質問があり、当局からは、老人クラブ等の団体が利用しており、今後の施設のあり方については、地域と協議をしていきたいとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第82号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について。

本案は、議案第81号同様、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者に社会福祉法人潟上市社会福祉協議会を指定するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

歳入について申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、子ども手当負担金8,926万6,000円の減額です。

13款2項2目民生費国庫補助金の253万8,000円の減額は、母子家庭自立支援給付費補助金で、実績がなかったことによるものです。3目衛生費国庫補助金の140万円の減額は、循環型社会形成推進交付金の確定によるものです。

14款1項1目民生費県負担金の主なものは、子ども手当負担金274万2,000円の減額です。

14款2項2目民生費県補助金の主なものは、老人福祉費補助金1,221万1,000円の増額で、地域支え合い体制づくり事業費補助金です。

歳出について申し上げます。

各款にわたる人件費の補正額の主なものは、県の人事委員会の勧告に伴うものです。

2款1項14目防犯対策費340万6,000円の増額は、防犯灯の灯具の取り替え等によるものです。

3款1項6目老人福祉費の主なものは、備品購入費1,319万9,000円の増額で、地域支え合い体制づくり事業による除雪機等の購入によるものです。9目後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金816万7,000円の増額は、県後期高齢者医療広域連合療養給付費負

担金で、平成22年度精算によるものです。

3款2項3目母子父子福祉費338万4,000円の減額は、母子家庭自立支援給付負担金で、実績がなかったことによるものです。

2項10目子ども手当費の主なものは、扶助費の子ども手当9,474万8,000円の減額です。委員からは、扶助費の内訳について質問があり、つなぎ法については合わせて3万1,077人、金額4億400万1,000円となり、特別措置法分については合わせて1万5,518人となります。3歳未満と小学校修了前第3子以降が1万5,000円、小学校修了前第1・2子および中学生が1万円となったため、金額が1億6,960万5,000円となることから、当初予算額からつなぎ法と特別措置法分を差し引いたものであるとの回答がありました。

4款2項3目クリーンセンター費の主なものは、クリーンセンター長寿命化計画策定委託料420万円の減額です。

委員からは、クリーンセンター長寿命化計画策定委託料の減額になった経緯について質問があり、入札の結果であり、また、計画策定業務が最終段階に入っており、契約額を変更する要素がないため、不用額として減額するものであるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第85号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ8,840万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ37億9,488万円とするものです。

歳入の主なものは、療養給付費等負担金・交付金の増額と前年度繰越金であります。

歳出の主なものは、2款2項2目退職被保険者等高額療養費760万円の増額で、実績により療養費が当初より増える見込みであるためです。

3款1項1目後期高齢者支援金7,781万9,000円の増額は、社会保険診療報酬支払基金の確定によるものです。

委員からは、後期高齢者支援金の増額は、人数に伴うものか、医療費に伴うものかとの質問があり、医療費の増に伴うものと回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第86号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ201万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,121万

4,000円とするものです。

これは、保険基盤安定分の確定に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第87号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ3,672万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ28億5,324万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、8款1項1目前年度繰越金3,660万7,000円です。

歳出の主なものは、5款1項1目介護給付費準備基金積立金3,660万9,000円の増額で、前年度繰越金を基金積み立てするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号、「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書。

本陳情書については、介護職員待遇改善交付金等施策の重要性・継続性は十分認識しているものの、平成24年度以降の同施策の具体的な方針や財源など、国の動向を見定めるため、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第13号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。

本陳情書については、看護師など夜間交代労働者の労働条件の改善、看護師等の大幅増員、医療・看護・介護の充実を図り、安全・安心の医療・介護を求めるものであることから、本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第15号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情。

本陳情については、国会でも議論しており、給付内容や財源について不透明な部分があるものの、最低保障年金は必要なことと考えられます。また、国の動向を見定めるため、本件は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第16号、年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情。

本陳情については、年金受給者資格期間の15年間の格差と財源がかかわることと、今後の国の動向を見定めるため、本件は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第17号、無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情。

本陳情については、陳情第15号・16号との関連性があることから、本件は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第18号、0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情。

本陳情については、年金制度の主旨からすると、年金の引き下げを行わなければならない状態にありますが、低所得者に大きな負担がかかることが予想され、検討の余地があることから継続審査すべきとの意見があり、本件は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

以上であります。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第79号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第79号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第80号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第81号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第82号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 委員長、よろしく願います。



4 ページ、4 款 2 項 3 目クリーンセンター費の主なものということで、クリーンセンターの長寿命化計画策定委託料420万円の減額とあります。その内容としては、入札の結果ということと、あと計画策定業務が最終段階に入っておりということで契約額を変更する要素もないため不用額という説明ですけれども、この計画が今どの時点まできて最終段階なのかということと内容、それから延命についてはいつごろまでということも、そこら辺も出ているのかどうか、その計画内容について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 14番藤原議員にお答えをします。

このクリーンセンターの件につきましても委員会で休憩を挟んだりしていろいろ議論、質疑がありました。それで、クリーンセンターのその420万円になった減額ということについては質問がないようですので、今後のいわゆる長寿命化の計画がどうなっておるか、どここのところまで進んでおるか、こういうことですが、今、委託料を出しているところで、鋭意そのことについて当局がその事態を見極めておるということで、慎重に対応しておるということで、この計画は2月ころ出来上がってくるという回答がありました。

この長寿命化がいわゆるどこの時点までなるのかということは、これは議会全体の皆さんの、我々も含めて関心のあるところでございますが、休憩を挟んででのこともあわせてお答えをしますが、大体目標は、この長寿命化によって当面は進めていくと。これは国の方でも助成制度もあるということございまして、大体その内容は、まずわかりやすく言えば車であればエンジン部分をいわゆる取り替えるということ、本体の重要な部分をいわゆる長寿命化に向かってこれを更新していくのだという等々の内容のことで、大体15年を寿命が延びるということの目標を定めておるという回答でございました。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。はい、14番。

○14番（藤原典男） 15年間寿命を更に延ばすということで、じゃあ具体的に、どういうところ、どういうところということについては審議されたのかということ、車にたとえてエンジン部分というお話ありましたけれども、具体的な内容については、ここの部分ということはありませんでしょうか。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 具体的な項目までは、今、委託料に出しておること

でありまして、そののところまでは委員も余り質問がなかったように感じておりますが、もうちょっと時間貸してください。答弁書を今見てみますので。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

.....  
午前10時43分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 生活環境部長の答弁は、指名競争入札の結果であります。この具体的なその項目については、業者何名にしたとかということの話はございましたが、その項目については委員からの質問がございませんでしたので、具体的な項目については触れておりません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。11番小林 悟議員。

○11番（小林 悟） どうも御苦労さまでした。

一つお願いします。この3ページにあります地域支え合い体制づくり事業と、この事業についての内容をお知らせ願いたいとともに、これはどのくらいの、何年くらい続くものなのか、そして今回は除雪機を購入されると書いています。これは地域といいますと、どの辺の地域に配分されるのか、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 小林議員にお答えをします。

この事業は新規事業で、市長の施政方針の中にもありましたように、この事業を推進するために除雪機を12台、そして軽のダンプを2台購入するというところでございまして、それをどういうふうな地区ごとになされるかということですが、天王が5、昭和4、飯田川3ということで12台を配置していくということです。

運用については、今後のいわゆる運用を図っていくということでございまして、納期等が今のところいつになるかということは、ちょっと予測つかないということは当局の大綱説明の中にもお話ありましたように、今年度中にできるものかというような疑問符がついているということで、納付次第、これは市民の皆さんにサービスしていきたいという体制づくりをするということは答弁がありました。

以上であります。

○議長（千田正英） 11番、再質問ありますか。

○11番（小林 悟） ありがとうございます。

この体制づくり、確かに天王5、昭和4と飯田川3となっていますけども、この後どのように、いわゆるこれだけで地域が、もっとある内容ですけども、自治会ごとに配分されるのか。それと、これは各自治会に出すとすれば、これに対する労力に対する何か保険とかそういういろんな細かい備品があると思いますけども、その辺はどういうふうに話されましたでしょうか。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） お答えをします。

委員会もこのことについて大変心配な向きもある、ということは、一般のいわゆる自治会を通して貸し出しをするということですから、極めて安全上にも十分配慮するという体制が最も大事なのではないかということが委員からも質問ありまして、当局もそのことについては十分理解をするということですし、そのために保険などに加入をして、万全な体制をとっていくということの答弁がありました。

以上です。

○議長（千田正英） 再々質問。

○11番（小林 悟） これはそうすれば、各地域に貸し出しするという事なので、各自治会に何ていうか与えるということじゃなくて貸し出しするという事なんでしょうか。

○議長（千田正英） はい、13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） お答えします。

そういうことです。自治会からあらかじめまず申請をするということもあるだろうし、雪が多く降ったとき、一斉に借りる状態もある得るときどうするのかということもございましたので、この貸し出し、運営の方法については、これから十分いろいろなことを想定して、当局で詰めて貸し出し方法を考えていくということでございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、18番。

○18番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

先ほど同僚議員の小林さんから伺ったようですが、この3ページの真ん中ほどに、地域支え合い体制づくりの、いわゆる除雪機の購入のことにつきまして、先ほど委員長から納期期限はいつになるかわからないとはっきり言われました。私は今心配するのは、

納期はわからないし、はっきり言ってこの今回といたしますか、このたびのこの冬の期間に間に合うのかどうか、言ってみれば当局はもっと9月議会に予算を置いて、じっくり早く構えた方がよかったような感じがするし、今回遅れても来年また使うにいいといえればそれまでだけれども、そこら辺の委員会のやり取りがなかったのかどうか確認します。

○議長（千田正英） 13番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 藤原議員にお答えをします。

実はですね、ご説明もあったかと思いますが、これは先の県議会で、9月の補正で決められて市町村に下ろされた点でございまして、そのためにいわゆる全県一斉でございまして、三種町を除いた全県の市町村が、ほぼ除雪機等を申し込んでおるということからして、相当な台数になるということからして納期が今のところ潟上市にいつ頃になるのかということは、なかなか把握しがたいという状況でございまして、そのためにいわゆる今年度どの時点に確実に来るのかということをお願いされたいということですが、運用方法については十分今後この議会が可決されますと協議に入って、自治会とすり合わせ等々、周知徹底を図っていきたいということでございました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。10番。

○10番（佐藤義久） 4款2項3目のクリーンセンターですが、先ほど質問も若干あったようですけども、私の聞き漏らしかもしれませんが、実質、工事の発注時期と方法、説明ありましたでしょうか。

○議長（千田正英） はい、13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 佐藤義久議員にお答えをします。

先ほども申し上げましたが、この委託料の経過というものが恐らく2月ごろになるということで、市長も施政方針でご説明ありましたように、これはでき次第、議会に説明をして、この後の当局の進め方について方針、ご相談を申し上げたいということでございまして、いつ、どの時期に契約をするとかということには委員会では及んでおりません。

以上です。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。

○10番（佐藤義久） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 御苦労さまでございます。

同じく今のクリーンセンターのことで関連して質問致しますけれども、市長の行政報告にもあったけれども、この事業資金は循環型社会形成推進交付金を活用するとなっておりますので、その補助率などの審議があったものかですね。それとですね、現在、基幹設備改良の仕様書、それが最終確認に入っているということなので、仕様書に基づいて単価が決まってくると思いますので、大体おおよその予算ですけれども、どのくらいかかったのか、かかるのか、その辺の審査があったのかどうか、ひとつ伺います。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 西村議員にお答えをします。

先ほどもありましたが、今回の審査の対象は減額補正の形でございます、それでもこのことには委員が大変関心を持っておりまして、休憩を挟んでやったということは先ほども申し上げましたが、いろいろなことを委員が今後のことについてお尋ねをしましたが、そこまでは具体的にというところまではいきませんでした。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。

○15番（西村 武） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第85号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第86号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第87号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第12号、「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第13号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第16号、年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第17号、無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求

める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第17号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第18号、0.4%の年金引き下げを元に戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第18号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。10番佐藤義久産業建設常任委員長。

**【産業建設常任委員会の報告】**

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 平成23年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成23年12月5日

2. 出席委員 伊藤栄悦、大谷貞廣、菅原理恵子、澤井昭二郎、戸田俊樹、  
藤原幸雄、佐藤義久



3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記 産業建設部産業課 澤井 潤

5. 審査の経過と結果

議案第76号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成23年11月1日に施行されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の額を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第83号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成23年度潟上市一般会計から308万5,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

歳入について。

13款2項7目災害復旧費国庫補助金は120万1,000円の増額で、7月28日の豪雨で発生した農地災害の復旧費補助金です。

13款3項3目農林水産業費委託金は80万円の増額で、戸別所得補償制度推進事業費委託金です。

歳出について。

6款1項3目農業振興費の主なものは、戸別所得補償推進費補助金80万円の増額で、集落営農組織から法人化へ向けた取り組みを支援するもので、2団体にかかわるものです。

6款1項4目農地費の主なものは、県営土地改良事業負担金322万5,000円の増額で、天塩地区の農地集積加速化基盤整備事業費の増額360万円と飯塚地区ストックマネジメント事業費の37万5,000円の減額によるものです。

7款1項2目観光費は66万7,000円の増額で、ブルーメッセあきた関連施設の昭和高齢者ふれあい館の排水ポンプフロートの交換、天王温泉くらの源泉水中ポンプ等の修

繕にかかわるものです。

委員からは、計画的な修繕の実施についての質問があり、当局からは、保守管理業者と連携を取りながら計画的に対応していくとの説明がありました。

8款2項2目道路新設改良費は53万2,000円の増額で、社会資本整備交付金事業において、JRへの改良工事負担金2件分の協定額が確定したことに伴い、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金の組み替えによるものです。

8款5項2目住宅管理費は、市営住宅に係る修繕料200万円増額と市営住宅退去に伴う補修工事86万4,000円の増額で、湖南台住宅1戸分に係るものです。

11款1項1目災害復旧費は、工事請負費592万3,000円の増額で、7月28日の豪雨による飯田川金山地区の農地災害復旧工事2カ所240万3,000円と、9月21日の台風15号による飯田川新道地区の法面崩壊補修工事1カ所352万円に係るものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出予算にそれぞれ30万円を追加し、総額をそれぞれ1億6,016万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、5款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金が確定したことによる977万円の減額と6款1項1目繰越金は1,007万円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳出の主なものは、1款2項1目施設管理費は、余剰汚泥引抜ポンプ修繕料30万円の増額と、1款4項2目機能強化対策事業費の実施設計委託料の確定に伴う減額と工事請負費への組み替えによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算にそれぞれ400万3,000円を追加し、総額をそれぞれ12億429万1,000円とするものです。

地方債については180万円の増額で、内示額の変更増によるものです。

歳入の主なものは、4款1項1目下水道国庫補助金は内示額変更増197万5,000円と、5款1項1目一般会計繰入金は前年度繰越金が確定したことによる4,528万5,000円の減

額と、6款1項1目繰越金は4,551万3,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳出の主なものは、特定環境保全公共下水道事業の補助事業費の委託料確定に伴う減額138万9,000円と補償費の減額100万円を工事請負費に組み替えし、追加内示分の工事費を増額し、工事請負費を634万円にしたものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算にそれぞれ10万円を追加し、総額をそれぞれ625万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、4款1項1目一般会計繰入金、前年度繰越金が確定したことによる72万円の増額と、5款1項1目繰越金は62万円の減額で、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳出の主なものは、1款2項1目施設管理費は、排水ポンプ修繕料10万円の増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

資本的収入の主なものは、1款1項1目企業債1億740万円の減額で、内容は新迫分浄水場等施設整備配水設備新築工事の企業債を1億480万円の減額と牛坂地区配水施設実施設計業務委託が確定したことによる260万円の減額です。

1款4項1目国庫補助金は82万3,000円の減額で牛坂地区配水施設実施設計業務委託の請負差額によるものです。

委員からは、資本的収入の企業債の減額理由についての質問があり、当局から、工事請負費の差額、当初予算と実施設計との差額、継続費の中で平成23年度から24年度へ一部工事が移行したことによるものであり、全体工事費の精算は24年度末に精算するとの回答でありました。

資本的支出について主なものは、1款1項3目配水設備費の牛坂地区実施設計業務委託請負差額による369万2,000円の減額と、秋田市金足岩瀬地区配水管布設工事の343万4,000円の増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第76号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第76号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 道路占用料の徴収条例の件についてちょっとお尋ね致します。

条例の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いとありますが、この前の提案理由の中では、いわゆる地代相当分、いわゆる占用料に係る地代相当分が土地の値下がりによって見直しをするという説明がありましたけれども、これは全国的に見直しをしたものか、あるいは全県か、そういうものか、潟上市のみなのか、恐らく道路法の施行令となれば全国的な問題と思うんですけども、その場合にいわゆるその占用料の中に占める土地代の割合というのはどういうものかということ、それから最近、潟上市の土地の値下がりの状況を見てみますと、公示額で15.8%の値下がりがあると、そういうようなことがありまして、当然のことかなと思うんですが、その辺の詳しいひとつのいわゆる審査したものでしょうか、お願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ご質問にお答えしますが、ただいまお話がありましたように、道路法施行令に伴って大都市、その他の都市、町村の3区分という区分けで道路占用料が定められておりまして、潟上市の場合はその他の市ということで全国的なものと受け止めております。

それで、土地の占める割合は説明も、委員からの質問もございませんでしたし、地価の下落に伴った固定資産の評価額が基準として引き下げられておると。

じゃあ税務課との関連性はどういうことで委員から質問がありましたけれども、その関連については、それについてはお答えはいただいております。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） いわゆる新旧対照表を見ますと、例えば第一種電柱1本当たり560円、今、改正、新しい改正案は。現行は630円、70円ですか、70円も下がると。第三種電柱1,300円のが1,200円、ここで100円も価格差がありますが、それぞれどういうふうなそのいわゆる土地の価格がこの占用料に反映しているものかということで今質問したわけですが、そのような議論はありませんでしたか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ありませんでした。

○議長（千田正英） 19番、再々質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） 了解しました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第77号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第83号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第83号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第7号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番(西村 武) 委員長、どうも御苦労さまでございます。

委員長報告の2ページのところで、6款1項3目農業振興費、予算書では27ページですけれども、これは直接何も報告はされておりませんが、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業費補助金、これは当初予算で707万4,000円の予算ですけれども、今回、減額333万1,000円ですが、あまりにも大きいので、その事業が変更になったのかどうか、その辺の審査があったのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長(千田正英) 10番。

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 報告してあります事業変更ということですが、当初、二田中央集落営農組合が大豆用の乗用管理機、それからフカイ工業が菌床シイタケ用のパイプハウス、これが不採択になったのと事業の中止された分と、それから遠間さんという方が輪菊用パイプハウス3棟の予定が1棟に変更されて、これが409万6,000円、今回、遠間さんという方が同じくパイプハウス1棟、これが66万6,000円、根さんという方が路地用の灌水施設32万8,125円ということで、県の方から10万4,000円来ておりますけれども、また、伊藤さんという方がパイプハウス5棟、予冷库、管理機、自走噴1台、選果機、結束機等々ありまして、これが256万2,000円の減額ということで333万1,000円の減額ということです。

○議長(千田正英) 15番、再質問ありますか。

○15番(西村 武) ありません。

○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番(堀井克見) 委員長、御苦労さまです。

2ページですが、下段の方になりますけれども、7款1項観光費の中で、今、ブルー

メッセにかかわる施設、関連施設と、それから天王温泉くらの源泉の水中ポンプうんぬんと、いわゆるその修繕料、額は66万7,000円という非常に少額でありますけれども、委員の中から計画的な修繕の実施についての質問があったと。当局からは、保守管理業者と連携を取りながら計画的に対応していくと。このことについて別にそう異論あるわけではありませんが、両施設とも指定管理者制度を既に取り替えておるわけでありまして、一番の問題なのは、その修繕料、当初、年から年中通して修繕料が一般会計から支出しているような状態がずっとここ何年か続いております。恐らく形のあるものは壊れます。温泉というのは特にまた水物でもありますから、等々考えてみますと、この先ですね耐用年数等々もあるでしょう。様々な形の中で相当なその施設を目的どおりの維持管理していくためには、この修繕料という形の財政出動が私は予測されると思います。一方においては、その保守管理業者と連携して、連携ともとれますし、どういうふうな形での連携なのか、やはりこの部分において税金の出動ですから、相当やはりしっかりと管理していかないと、天井無しのことないでしょうけれども、財政そのものにもやはり相当な負担がかかってくるんじゃないかなと、今後。そういう前提に立つならば、やはりこの部分等々の修繕費全体、市の施設も含めて、こういう指定管理者も含めて、やはりこれに財政出動するための基金だとか、言ってみれば対応もとっていかなくちゃならない時代に入ったんじゃないかなと私はそう思います。これどうも小出し、小出しできていまして、一回一回はいろいろな理由を並べられればそうかなと思うんですが、少なくともこれからの全体的なものとの考え方としていくときに、潟上財政のやはり窮状というものも常日頃お互いにわかっているわけでありまして、ここらをきちっとやはり対応も前もってですね対応しておくというのは私は絶対的な大事な要素じゃないかなと私は思いますけれども、恐らくその計画的な修繕の実施等々について質問があったということであれば、そこらもかなり掘り下げて全体的な議論されたのかなと予測しますので、その内容等をひとつつまびらかに報告いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 堀井議員のお尋ねの掘り下げてということはありませんでした。

また、計画的な実施についての費用負担等々のお話もございませんでした。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 委員長、いとも簡単にありませんでした、ございませんでしたと、

今答弁されましたけれども、そうすれば、委員から計画的な修繕の実施について等々のうんぬんの質問と、当局から、保守管理業者等と連携を取りながら計画的に対応していくと、これ何も質疑されなかったことをたまたま目障りよく載せたということになりますよ。今、あなたの答弁を聞きますと、なかったと言ってるんですから。あるでしょう。なければこういう報告書書けませんよ。これ残りますよ、議事録に。これを踏まえながら将来の Spanien に立って湧上がどういうふうな財政運営上という根幹をなすものも含めながら修繕料全般にかかるところの、例えば財調を組むのか、あるいはまた何らかのやはり留保財源を保ちながら、やはりその施設施設の目的が果たせるような、備えあれば憂いなしという行政として当然の体制をとるべきだという議論まで発展していかないと、所管の委員会として何をやっているんですかと、安心して付託できなくなりますよ。ですから、こういうふうにした以上はね、委員長ね、必ず何かしらの質疑応答があって、そして答えがあるというのが前提でなければこういう報告書書けないはずですから、いま一度きちっと思い出してください。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 今、堀井議員から質問は、基金の積み立てだとか修繕のうんぬんというようなことだったので、その話はありませんでした。確かにお隣の当委員会の藤原委員から計画的にやれということで質疑はありましたけれども、その時点で課長から、天王温泉くらの修繕については計画的に行っており、来年度は冷温水機、ろ過機等の修繕を予定しており、天王温泉くらの水質は塩化物強塩泉で塩分がかなり含有しておりますので、配管や機器にかなりのダメージを与えています。薬剤注入や清掃等を計画的に行っており、お客様に迷惑をかけないようにし、温泉の機器については専門業者と保守点検委託しており、早期発見・早期修繕に努めており、今後も計画的に修繕してまいります。昭和高齢者ふれあい館の下水道処理のマンホールの圧送ポンプのフロートと基盤およびケーブルが壊れていまして、この分の費用ですという説明がありましたけれども、基金うんぬんだとか修理うんぬんというような話はございませんでした。

.....

○議長（千田正英） 再々質問。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長、冷静に、沈着冷静にね、やはりあなたの職責というのは、きちっと質問に答えるという第一義的なあなたの責任あるわけですから、何もその私あなたにけんか売ってるわけでもないし、冷静にね、あったことを、あったままに



きちっと答えてくれれば私どもも納得するわけです。私はあなたに質問する権利を有しております、そして静かにお尋ねしていると、こういうことでもありますから、その必要以上に興奮なさないで職責を全うしてください。

今この機会に、あるって言うてみたり、ないと言うてみたり、要は修繕費というものは、やはり財政出動、税金出動という大きな問題が伴うものだということがここに今出てきたわけでありまして、少なくともあらゆる施設、特にその指定管理者の形態をとっておる施設のその修繕料、維持管理していくために、恐らくどんどんどんどん、もう波状的に、来る年も来る年もかかっていくと。こういう実態に兼ね備えておくと。いわゆるその備えあれば憂いなしということの体制を、当局はやはりきちっととるべきだということを議員の一人として、警鐘と言えはちょっと大事でしょうが、将来に向けた一つの喚起をして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 議事運営について、今の佐藤義久議員が、「・・・・・・・・・・・・・・・・」という話しましたけれども、これはそういう問題じゃないですよ。私その発言を取り消していただきたいと思います。これ議事録に載ってますので。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） いや、質疑の中で、私は常日頃思っておりますが、会議規則に反した質問だと思っております。委員長報告についての詳細なことは付託しているものであるから、一旦付託されたものは委員会にお任せしていただいたものと私ども審査に当たっております。

先ほど堀井議員から、積み立てとか基金とかという話が出ましたのでその話はありませんでしたと。委員会の中でどういう話がありましたかというような質疑であれば、先ほど質問も確かにありましたし、課長からの答弁もちゃんといただいておりますので委員は納得しているわけですから、私は取り消す必要はないと思っております。

○議長（千田正英） そうすればですね、ただいま10番の発言に対して、「・・・・・・・・・・・・・・・・」という前の発言を取り消してよろしいですか。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） わかりました。

○議長（千田正英） そのように取り扱いたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 本人が、やはりその自分の発言した、発言のやはり重大さというものに、果たしてどれだけ認識があるのかということが計らずも今出てきたわけですよ。ですからやはりその今言ったことを発言を撤回すると。「・・・・・・・・・・・・・・・・・・」ということは、まさしく今、14番議員もおっしゃられるとおり、大変な発言ですよ。私、何もそれだけのことをいただくほどの質問なんかしてません、議事録ひもとけばわかりますが。当然の権利に基づいて淡々と私は質問したつもりですよ。例えば、その財政出動に向けての財調だとか、あるいはまたそういうふうな含めていかなきゃだめだという、話の一連の発言の文脈の中で私話しているだけであって、何もその佐藤委員長の職権を踏みにじるとか等の発言は私は一切していませんよ。それに対して今、言ってみれば驚くような発言が出たということですから、発言を撤回するのであればきちっと謝罪とセットでひとつしていただきたいということ、議事運営上、議長にその処理方を私は求めます。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 休憩中、議長からお話がありましたけれども、私は先ほどの発言の中でも申し上げましたように、堀井議員の質疑に会議規則に反している部分が多々あるので私、最後の言葉になったのでありますから、議運開いてちょっと議事録チェックしてみてください。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 今、佐藤委員長がおっしゃいました堀井議員の発言が会議規則に違反したと。私のどこの発言が、どういう会議規則に違反したのか明確にしてください。いいですか、私のどういう発言が会議規則に抵触したのか、違反したのか、はっきりしてください。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 今、堀井議員からお話がありましたけれども、先ほ

ども申し上げましたように、資金の問題、基金の問題、話しております。質疑の中に意見を入れてもいいことになっておりますが、全く関係ない発言です。それを委員会で審査したかという話でありましたので、私は最初にお答えで質疑の中で委員会の質疑はありませんでしたということでお話ししたわけで、次に、委員会で何も話しなかったものをここに報告するかという話がありました。委員会でどういうお話がありましたかという質問であればお答えできるわけですが、そのこと付け加えて言われたので私はお答えしかねるってうか、話がなかったと。したがって、私は先ほど申し上げましたように、議運で議事録ちょっとひもといて、私の発言が間違っていればそこで謝罪させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 私は、こういう質問があったかなかったかということ、それを私は問題にしているんじゃないんですよ。最後に「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」というふうな、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」という内容は、これは付託しなきゃいけない内容でしょう。そういうことを委員長は言うべきじゃないと思うんです。それをやってしまったと。私はそこを問題にしているんです。いきさつは、堀井議員と義久議員の質問があったかなかったかということじゃなくて、「・・  
・・・・・・・・・・」という発言はやはり委員長としては私は会議規則上から見ても、これはもう大変な発言だと思うから、その部分について私は撤回すべきじゃないかということで提案しているんで、中身のことで私は何も言っていないです。そのような対応してください。

○議長（千田正英） ただいま14番藤原典男議員より発言がありましたことに対して、10番の佐藤産業建設常任委員長の「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」というその内容のその撤回と陳謝をお願いしたいと思っております。その「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」ということについての陳謝と発言を取り消して…。

○17番（堀井克見） 議長、ちょっと発言させてください。議事運営だから。発言させてください。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 会議規則で違反したと、堀井議員の発言が、明確に今、佐藤委員長がおっしゃいましたから、どういう発言の内容が、私の発言の内容が会議規則に抵触して違反したのか明確にしてくださいよ。私の名誉の問題ですよ。私やはり発言の文面

の中で、当然質疑する範囲の中でお尋ねしたはずですし、どこの発言が、どういう会議規則に違反したのか明確にしてください。引き下がるわけにはいきませんよ、これだけは。明確に言ったんですから、議事録に載ってますよ、もう既に。委員長の言ったことも。私は逆に、会議規則に違反して、そして発言内容がしたと、会議規則に違反したと、私むしろ謝罪しますよ、そうすれば。謝罪でも何でもしますよ。私はそういう思いでお話してませんから。議長、整理してください。

○議長（千田正英） わかりました。

はい、10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 議長、何回もお願いしますが、議運開いて議事録ひもといてください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

.....  
午前11時48分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 先ほど堀井議員のお答えに関して、最後、「・・・・・・」という言葉を取り消させていただきますので、よろしくお願い致します。暴言を吐いたことに皆さんにお怒りを与えて申し訳ございませんでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 2ページ、3ページにわたるわけですが、7月28日に金山地区でこのような災害があったのかなということで、私も不明を恥じておるわけですが、この内容についてちょっとお伺い致します。

まず歳入で120万円の国・県の補助金があって、一般財源もあるわけですが、農地災害として災害査定を受けての予算計上だと思うんですが、その災害の内容についてはどういった内容であったのでしょうか、お願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 11款1項1目の15節と受けとめましたけれども、工事内容ですが、農林水産業施設災害復旧補助金として、これが7月28日、平ノ沢、樽沢というところで畦畔が崩壊したと。被害内容、畦畔4カ所で、平ノ沢が畦畔4カ所

で64mの崩壊、工事費144万1,000円、樽沢というところが畦畔4カ所で48m崩壊、本工事費96万2,000円、補助率50%で10月3日、農林水産技官財務事務次官による査定と説明されております。

○議長（千田正英） 19番、再質問。

○19番（佐々木嘉一） 普通、農地災害の場合は非常にまれで、先般の北秋田の農災害というのは非常に大きかったわけですが、普通まず反当たり確か採択基準は40万円くらいとなっておりますが、この場合、畦畔の崩落、あるいは流出ということですが、いわゆる農地の面積としてどれくらいの面積だったのでしょうか。そして、ちょっといわゆる畦畔とかというようなことは、田んぼについた一つの施設ですが、農道等、公共の災害は入っていない、あくまでも農地災害というのは個人の所有に係るものでしょうか。査定を受けておりますので間違いはないと思うんですが、内容をひとつお願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 田んぼの面積等については説明はありませんでした。それから、畦畔と聞いておりますので、全部畦畔です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第88号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第89号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（堀井克見） お尋ねします。

今回の水道事業のことですが、企業債のその減額が1億480万円という多額に及んでおります。その流れの中で委員からいろんな質問があったということも報告されておりますが、内容の中で工事の請負費の差額、当初予算と実施設計との差額、そして継続費の中で平成23年から4年への一部工事費が移行した等々の理由が列挙されておりますが、それぞれその差額が幾らだったのか、その3点についてお尋ねをします。

そして、その一部工事費が移行した、その一部工事とはどのような内容の工事で、金額は幾らになるのか、明確にお答えください。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 1億480万円の減額ですが、企業債は1億740万円減額ということで、その内容については報告してあります。1億480万円と追分の配水の施設関係260万円の減額ということで、その減額理由については、追分浄水場施設整備新築工事の企業債を4億480万円お願いしておりましたが3億円に変更するもので1億480万円が減額となります。これは工事の請負差額、先ほど報告しましたか、実施設計の差額、継続費における予定工期のずれによるものと。牛坂地区配水施設実施設計委託料が確定したと。810万円から550万円に変更になるため260万円の減額支出になるということです。

そのほかは、委員から、牛坂地区は布設何mかと、970mということで、24年度の当初予算において詳細説明を行いますと、ここ、当初予算のときも23年・24年の2カ年間継続事業のような予算の取り方をしていましたので、特にここでは委員から質問はありませんでした。当初おわかりいただけたかと思うんですが、24年度まで継続事業のような格好で事業に進めていくという当初の説明でありました。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） 要はその4億円、おおむね4億円の当初予算を考えてあったと。結果的に3億円だと。1億ちょっとの減額になったと、こういう流れだわけです。その中で今、委員長の報告の中で、その原因というものは工事請負の差額なんだと、1点めは。そして2つめは、当初の予算と実施設計との差額なんだと。そしてまた継続費の中で23年から4年度への一部工事費の移行によって発生したものだということだとすれば、少なくとも1億円の減額というのが、それぞれこの3つの要素の中の幾らずつに当たるのかという私質問しているんですよ。そして工事内容が次年度へ移行される内容というのはどういう原因で何の、どういう工事内容ですかと、こうお尋ねしているんであって、いま一度お答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 全体的な説明で委員は納得しておりまして、工事請負費の差額と実施設計の差額と、あと継続費は工期のずれということで納得しておりまして、個々の工事等々については、最終的な先ほどもお話した詳細については24年度の当初予算において説明しますと、こういうことで打ち切っておりまして、特別な説明はございませんでした。質問もありませんでした。

○議長（千田正英） 17番、再々質問。

○17番（堀井克見） 委員長ね、おおむね4億円、4億円の予算を見込んでおって、3億円の財政出動したと。1億円余ったと。ということは、25%、当初私どもの議会で予算を提案するときには4億円かかりますよと。当然根拠あって私どもに今計上しているんですよ。結果的に4分の1が減額されたと。そして3点が原因だということで、ここで列挙しているわけでしょう。しかしながら、それは詳細な報告はできないと、お答えできないとなれば、少なくとも原因がこうだこうだって委員長がここへ今報告されたんですから、その内容に1億480万円をそれぞれ当てはめてもらい、この部分においてこの部分、それでおおむね1億円ですよと、その説明がそうすればできないと、委員

会では審査しなかったと、こういう解釈をせざるを得ないんですか、どうですか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 4億480万円は、当初から2カ年計画で事業を行うというような格好で説明を受けておったところでして、いろいろ実施設計をやったところ、これが次年度へ回るものと1億480万円が実施設計によって生まれてきたということの説明でありましたので、どこそこ工事幾らかかるとかということについては、詳細説明もありませんでしたし、質問もありませんでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これで各常任委員会の報告を終わります。

（「議長、答弁漏れがある。」の声あり）

○議長（千田正英） はい、13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 答弁漏れありましたので、補足させていただきます。

クリーンセンターの長寿命計画化の中で西村議員から質問ありました点で答弁漏れありました。基幹改良…。

○議長（千田正英） 一応、社会厚生常任委員長の報告が終わっておりますので、この後、議会終了後に西村議員の方に報告願いたいと思います。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） いや、ちょっとです。本体の工事の焼却炉と循環型交付金の2分の1の補助金を満たすための二酸化炭素の20%削減を目指し、減温棟を改良するという2つの大きな要素が主要項目となっておりますということでございますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（千田正英） それでは、これより平成23年度各会計補正予算（案）について、順次採決を行います。

最初に、議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり



決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第85号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第86号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第87号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第88号、平成23年度潟上市農業集

落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決をします。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第89号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第90号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これをもちまして平成23年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 0時08分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 菅 原 久 和

〃 署名議員 伊 藤 栄 悦